

公 告

公募型プロポーザル方式により、自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年7月25日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
電子・有機素材研究所長 鈴木 好明

1 公募内容

- (1) 件名
鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所自動販売機設置事業者の公募
- (2) 概要
自動販売機による清涼飲料水（缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）の販売を行う。
- (3) 設置場所及び設置台数
別紙設置内容表のとおり
- (4) 設置期間
令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 令和4年7月25日（月）から同年8月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要項（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 次のいずれかの税金を滞納している者でないこと。
 - (ア) 鳥取県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）
 - (イ) 法人にあっては、法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。）
 - (ウ) 個人にあっては、所得税（延滞税等を含む。）
 - (エ) 消費税（延滞税等を含む。）
 - (オ) 地方消費税（延滞税等を含む。）

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、別添の参加説明書により、提案書等を作成し、(1)の期間内に(2)の場所に提出すること。

(1) 参加説明書の交付期間

令和4年7月25日から同年8月10日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）とする。

(2) 参加説明書交付場所

鳥取市若葉台七丁目 1-1

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所

(3) 質問の受付

質問がある場合は、質問書（任意形式）を作成の上、電子メールにより4の場所に令和4年8月3日（水）午後5時までに提出するものとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。質問に対する回答は、令和4年8月8日（月）までにセンターホームページ（<https://tiit.or.jp/>）で閲覧に供する。

4 問合せ先

鳥取市若葉台南七丁目 1-1

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター電子・有機素材研究所 総務担当 栗木

電話（0857）38-6200、ファクシミリ（0857）38-6210

電子メール kuriki-m@tiit.or.jp

5 評価方法

提案書の評価は、それぞれの審査委員（5名）が下記の基準で採点し、各審査項目の内容点を合計する方法により得点を算出して行う。

(内容点)

審査項目	審査の視点	配点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応 災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、A ED搭載等の付加機能	10点
販売品の種類・品 ぞろえ	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ 温かい飲料の提供（冬期）	5点
金額	販売価格の適正さ	5点
取扱手数料の額	売上のうちセンターに支払う取扱手数料	10点
業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	10点
信頼性	過去の販売実績等設置にあたっての信頼性	5点
その他	その他の社会貢献 (例) ボランティア、支援付き自動販売機等	5点
計		50点

6 選定方法

(1) 5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(2) 結果については、提出期間の最終日から起算して10日以内に、文書で参加者に通知するとともに、鳥取県産業技術センターホームページにおいて公表する。

URL <https://www.tiit.or.jp/>

(3) このプロポーザルへの参加者で、10(1)により提出書類を無効とされなかった者が1者である場合、その者を最優秀提案者とする。なお、この場合、5による評価は行わない。

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、財産使用許可申請書を徴して別紙様式第2号により契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金 免除

9 暴力団排除

自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県産業技術センター（以下「当センター」という。）が契約を解除するときは、設置業者は違約金として財産使用料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を当センターに支払わなければならない。

また、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

当センターは提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、清涼飲料水自動販売機設置に係るプロポーザル参加説明書による。